

製粉業界の現状

製粉業は、粒のままでは利用できない小麦を小麦粉に加工し、日本人の食生活に欠かせないパン、麺、菓子などの原料として安定的に供給することが使命となっている。そして国民の豊かな食生活を支え、質の向上に寄与するという極めて重要な役割を果たしてきた。

そのため、原料となる小麦については主要食糧として国の管理下に置かれており、国内産小麦では量的又は質的に満たすことが出来ない需要分について、政府（農林水産省）がアメリカ、カナダ、オーストラリアといった生産国から、商社を通じて計画的に輸入し、製粉企業などの実需者に売り渡されている。

ここでは日本における製粉企業を取り巻く、現況及び小麦の流通制度等をまとめる。

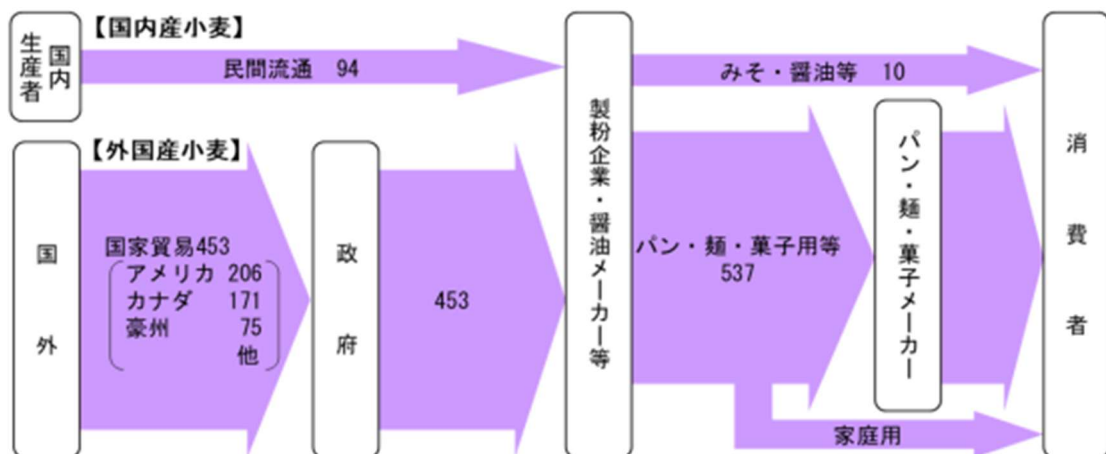
I. 製粉業界に関する現況について

1. 小麦の流通

我が国では、製粉の原料となる小麦は国内需要量の約 9 割を外国から輸入している。外国産小麦は、国内産小麦で量的に不足する分や品質的に対応できないものを輸入するという考え方を基本とし、政府が国家貿易により製粉企業等の需要に応じて、計画的に輸入し、売渡しを行っている。一方、国内産小麦は製粉企業等の実需者と生産者の間で定められた民間流通制度に基づき、政府を介さず取引が行われている。昨今では、国際的な有事や異常気象などによる食料危機に備え、「食料安全保障」の強化が求められており、小麦についても外国産、国内産ともに安定的確保が重要な課題となっている。

小麦粉の流通については、小麦粉のほとんどが最終商品としてではなく、パン、麺、菓子などの小麦粉加工品の原料として使用されるため、図1の通り製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料とする二次加工メーカーが、パン・麺・菓子等を製造するなど各種の加工工程を経て流通している。

図1 小麦の流通の現状（図内単位は万トン）



出典: 農林水産省「麦の参考資料 令和 8 年 3 月」

注: 流通量は過去 5 年 (令和 2 年度～令和 6 年度) の平均数量である

2. 小麦消費量及び小麦需要量推移

(1) 小麦の1人当たりの年間消費量推移

農林水産省発表の食料需給表によると、主食用米の消費量は、長期的に減少傾向で推移する一方で、小麦については近年 33 kg 付近で比較的安定的に推移してきた。2024 年度の小麦 1 人当たりの年間消費量は 32.3 kg となり、コロナ禍で落ち込んだ外食需要の回復やインバウンド訪日外国人の増加の影響があったものと考えられる。

(2) 小麦の総需要量推移

小麦(飼料用等を含む)の総需要量は、小麦粉1人当たり消費量の伸びと人口増により、1996 年度頃までは概ね増加傾向をたどっていたが、その後、緩やかな人口減と少子高齢化の影響等から頭打ちとなり、最近では微減傾向が続き、2024 年度は 6,502 千トンとなっている。

表1 小麦の1人当たりの年間消費量推移(A)及び小麦(飼料用等を含む)の年間需要量(B)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
A(kg)	32.7	32.8	32.8	32.9	33.0	32.2	32.2	31.8	31.6	31.6	31.0	32.3
B(千トン)	6,992	6,579	6,583	6,621	6,702	6,525	6,473	6,412	6,421	6,469	6,312	6,502

出典:農林水産省「令和6年度食料需給表」から当社作成

3. 外国産小麦の輸入状況

我が国の小麦消費量のうち 8~9 割が輸入で賄われており、アメリカ、カナダ、オーストラリアが主な輸入先国となっている。近年の国別輸入量推移は下表の通りで、主要3カ国から高品質の小麦が輸入されており、2025年の輸入量は4,909千トンとなっている。

表2 国別小麦輸入量の推移

(単位:千トン)

CY(1~12月)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
アメリカ	2,734	2,487	2,912	2,606	2,405	2,554	2,262	2,141	1,941	2,047	2,036
カナダ	1,575	1,730	1,504	1,777	1,757	1,676	1,754	1,881	1,927	1,953	2,110
オーストラリア	902	844	917	868	889	797	735	912	758	828	758
その他	7	7	7	7	6	8	6	5	6	5	6
計	5,218	5,067	5,335	5,258	5,057	5,032	4,756	4,939	4,633	4,833	4,909

注:その他の国にはフランス、ドイツ等が含まれる。

出典:財務省「貿易統計」

4. 国内産小麦の生産状況

(1) 国内産小麦の作付面積と生産量の推移

農林水産省によると、国内産小麦の作付面積は 2021 年以降微増傾向にある中、2025(令和7)年産の作付面積は、全国で 230 千 ha となっている。

生産量については、近年の気候変動によって年ごとに増減を繰り返しているが、作付面積

が大きく増加しない中、単収の向上により、10年前と比較すると概ね増加傾向にある。2025（令和7）年産の小麦生産量は1,031千トンとなっている。

表3 国内産小麦生産量推移

年産	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
作付面積 (千ha)	214	212	212	212	213	220	227	232	232	230
単収 (kg/10a)	363	426	361	490	447	499	434	472	444	449
生産量 (千トン)	778	905	765	1,037	949	1,097	994	1,094	1,029	1,031

出典：農林水産省「作物統計」

(2) 国内産小麦の品質及び需給状況

国内産小麦は、従来から主に日本麺用に使用されているが、製粉適性・製麺適性共にオーストラリア産小麦(ASW)には及ばないことが課題であり、これまで外国産小麦と混合して使用する方法も多かった。しかしながら、近年では品種改良が進み、“北海道産きたほなみ”を中心とする日本麺用小麦の品質向上に加え、“北海道産ゆめちから”などのパン・中華麺用小麦の生産も増え、関係者の尽力もあり、徐々にその品質は向上し、生産量も安定してきている。また、消費者の国産志向の高まりを受けて、北海道産小麦、九州産小麦を中心に単独使用される製品も増加傾向にある。

このように国内産小麦は国内市場において、ニーズの高まりが見られ、食料安全保障の観点からも重要な品目と位置付けられており、2025年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において小麦の国内生産目標は137万トンとなっている。

表4 地域別生産量の推移

年産	2018		2019		2020		2021		2022		2023		2024		2025	
	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%
北海道	471	62	678	65	630	66	728	66	614	62	717	66	714	69	672	65
関東	66	9	74	7	63	7	66	6	65	7	71	7	72	7	70	7
九州	117	15	145	14	123	13	169	15	166	17	152	14	109	11	137	13
その他	111	14	141	14	134	14	134	12	149	15	153	14	133	13	152	15
全国計	765	100	1,037	100	949	100	1,097	100	994	100	1,094	100	1,029	100	1,031	100

出典：農林水産省「作物統計」

5. 小麦粉・二次加工製品について

(1) 小麦粉及び二次加工製品の生産量

我が国の小麦粉生産量は、1994年に過去最高の5,000千トンを記録するまで、戦後から基本的には増加基調で推移したが、その後は緩やかな人口減と少子高齢化等の影響により頭打ちの傾向となっている。2024年度は4,522千トンであった。

小麦の二次加工製品のうち、

- ① パン類の生産量は、2010 年以降、プライベートブランドの菓子パンや高価格帯食パンの人気等により、堅調に推移していたが、2021 年以降は、コロナ禍、物価高の影響等もあり、生産量はやや減少傾向にある。
- ② 麺類の生産量は、2011 年には、東日本大震災による即席麺の需要増等から増加した。その後、冷凍麺や外食産業での消費が堅調のため、生産量も安定的に推移している。
- ③ ビスケットの生産量は、2008 年から 2014 年までは 240 千トン前後で推移した。2015 年は円安の影響による輸入量の減少等に伴い増加し、その後は 250 千トン程度で推移している。

表5 麦製品の生産量推移

区分 年	小麦粉		パン類		麺類		ビスケット	
	年度計 (千トン)	前年 増減率 (%)	年度計 (千トン)	前年 増減率 (%)	年度計 (千トン)	前年 増減率 (%)	年度計 (千トン)	前年 増減率 (%)
2010	4,725	2.5	1,196	1.5	1,251	▲ 1.1	241	▲ 0.6
2011	4,708	0.4	1,215	1.6	1,283	2.6	243	0.6
2012	4,654	▲ 1.1	1,219	0.3	1,269	▲ 1.1	239	▲ 1.4
2013	4,694	0.9	1,226	0.6	1,324	4.3	237	▲ 1.2
2014	4,683	▲ 0.2	1,234	0.7	1,371	3.5	244	3.3
2015	4,702	0.4	1,234	▲ 0.0	1,396	1.9	259	5.9
2016	4,683	▲ 0.4	1,238	0.3	1,409	0.9	258	▲ 0.5
2017	4,703	0.4	1,254	1.3	1,445	2.6	252	▲ 2.2
2018	4,672	▲ 0.7	1,221	▲ 2.7	1,473	1.9	259	3.0
2019	4,623	▲ 1.0	1,248	2.2	1,475	0.1	252	▲ 2.7
2020	4,482	▲ 3.1	1,265	1.4	1,516	2.8	253	0.4
2021	4,461	▲ 0.5	1,242	▲ 1.8	1,505	▲ 0.7	258	1.7
2022	4,437	▲ 0.5	1,189	▲ 4.3	1,490	▲ 1.1	250	▲ 3.1
2023	4,464	0.6	1,183	▲ 0.5	1,490	0.0	248	▲ 0.7
2024	4,522	1.6	1,199	0.9	1,487	▲ 0.1	247	▲ 1.1

出典：農林水産省「麦の参考資料」

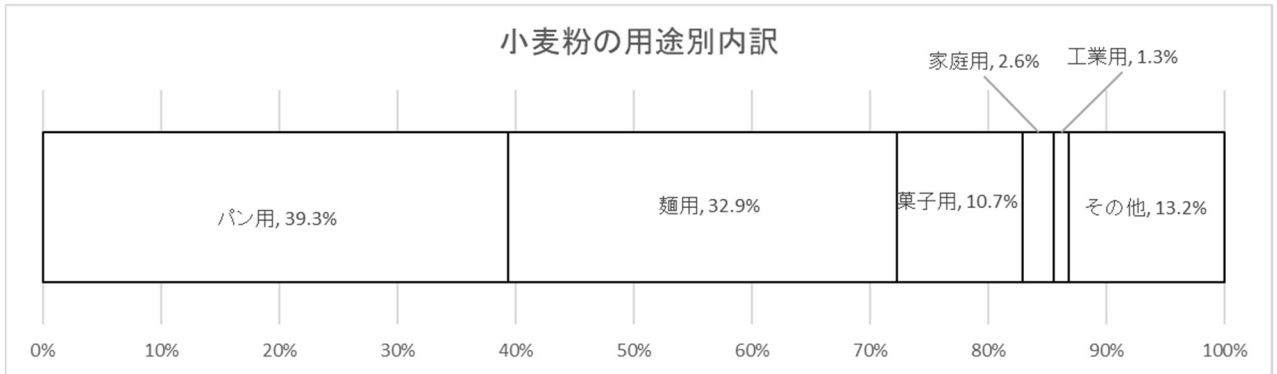
注 1：麺類及びパン類の生産量は小麦粉使用量で、その他は製品生産量である。

注 2：小麦粉の生産量は年度の計であり、その他は暦年の計である。

(2) 小麦粉の用途別内訳

用途別で最も多いのがパン用及び麺用であり、それぞれ 39.3%、32.9%となっており、あわせると全体の約 70%を占める。そのほかは、菓子用・家庭用・工業用等に用いられている。

図2 小麦粉用途別内訳 ※当社調べ

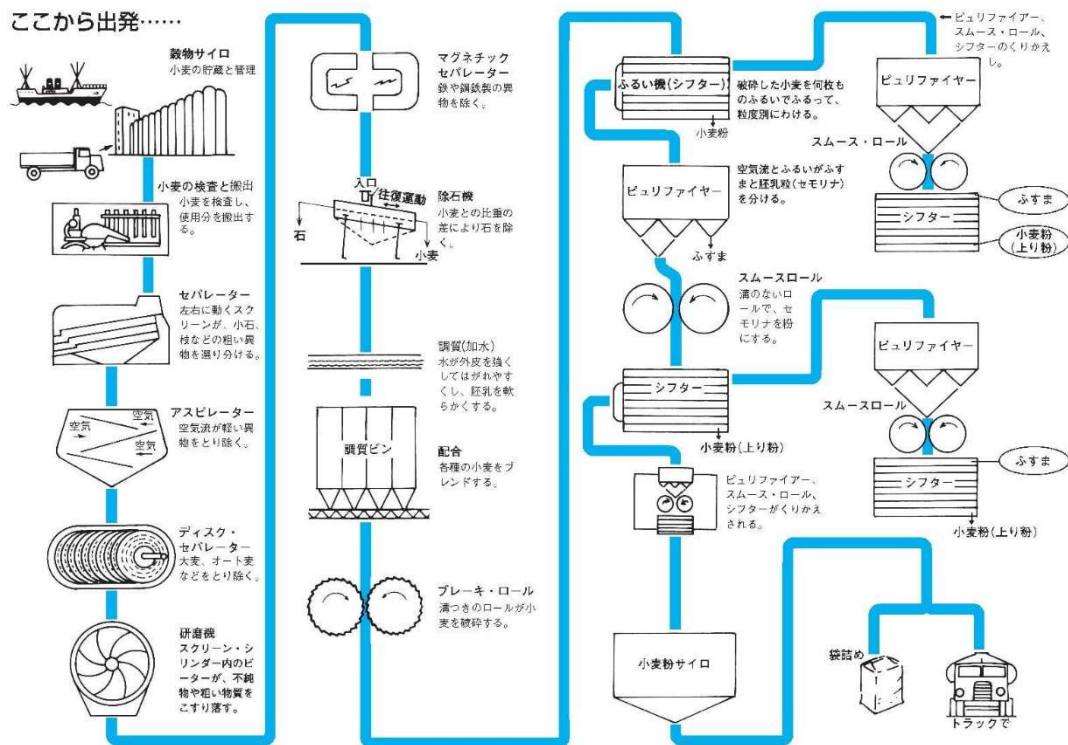


6. 小麦粉の製造工程

小麦粉の製造工程は以下の通り。この図はごく単純化されたもので、実際にはより複雑で、製粉工場によって違いがある。

図3 製粉工程

この図表はごく単純化されたものであり、実際はもっと複雑で、各製粉工場によってまちまちである。



出典: 製粉振興会ホームページ

7. 小麦粉二次加工製品に関する状況

(1) 小麦粉の輸入状況

原料小麦は 1995 年 3 月まで食糧管理法によって政府(農林水産省)による一元的管理さ

れており、製品である小麦粉もホテル枠以外は輸入されていなかった。しかし、ガット・ウルグアイラウンド交渉の合意を受け、1995年4月より小麦が関税化され、小麦粉も関税相当量（TE:90円/kg）を払えば、自由に輸入できるようになった。但し、引き続き国家貿易も維持されており、高関税の関税相当量を支払って外国から小麦を輸入するケースは稀で、基本的に製粉企業が調達する輸入小麦は、従来同様政府を介して買入している。

(2) 小麦粉二次加工製品の輸入状況

小麦粉に砂糖や脱脂粉乳などを混合した小麦粉調製品の輸入状況は、海外の原料安と円高による内外価格差を背景に1988年頃に急増した。その後も関税の引き下げが段階的に進められたこと等により、2005年には140千トンと過去最高の輸入量となったが、近年は円安等に伴う輸入価格上昇等により減少傾向で推移している。

表6 2025年(CY)国別小麦粉調製品輸入状況

	輸入数量(t)		
	2025年実績 (A)	2024年実績 (B)	前年比 (A)-(B)
韓国	20,672	21,318	▲ 646
シンガポール	15,407	14,943	464
中国	5,897	4,353	1,544
米国	1,582	3,016	▲ 1,434
豪州	0	40	▲ 40
フランス	11,470	11,912	▲ 442
その他	9,699	9,694	5
合計	64,727	65,276	▲ 549

出典:財務省「貿易統計」

(3) 国際的な貿易協定締結の影響について

小麦・小麦粉製品については、1995年4月に発効したWTO(世界貿易機関)協定による国際的な基本ルールに基づき、国境調整措置がとられていたが、2010年代半ばには各国が個別に経済連携協定等を締結する流れとなり、2018年12月にCPTPP(TPP11協定)、2019年2月に日EU・EPA協定、2020年1月に日米貿易協定が、国際交渉の結果として締結、発効された。

これら貿易協定、経済連携協定の発効により、政府による輸入管理が主体である小麦及び小麦粉等については引き続き国家貿易が維持されたものの、小麦二次加工製品の一部については、年数をかけて輸入関税が削減または撤廃されることとなった。

小麦粉・小麦粉調製品等は、関税割当枠など数量枠が新設され、従来16~28%であった税率が枠内について即時撤廃されることとなった。また、マカロニ・スパゲティ、ビスケット等の小麦二次加工製品についても、年数をかけて段階的に輸入関税が撤廃されることとなっている。各協定における小麦製品に関する合意内容は下表①~③の通り。

なお EU からの小麦二次加工製品の輸入増加が懸念される中で、政府は 2017 年 11 月に発表した「総合的な TPP 等関連政策大綱」において、「日 EU・EPA におけるパスタ・菓子等の関税撤廃等に関して、国境措置の整合性の確保の観点から、小麦のマークアップの実質的撤廃(パスタ原料)・引下げを行う」等の国内対策を講じることとなっている。

① CPTPP 協定に基づく主な小麦製品の合意内容

	税率	枠数量	輸入量(2011-2013平均)	
			TPP参加国	世界
いった小麦、小麦粉等 (国家貿易品目)	枠内即時無税+マークアップ (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 12.5千トン→17.5千トン	0.6千トン	3.7千トン
ベーカリー製品製造用 小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 17.3千トン→20千トン	17千トン	41千トン
その他小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 15千トン→22.5千トン	24千トン	69千トン
マカロニ、スパゲティ	9年目までに60%削減	—	22千トン	136千トン
ビスケット	6年目に無税	—	8千トン	21千トン

② 日 EU・EPA 協定に基づく主な小麦製品の合意内容

	現行 税率	合意内容	輸入量(2012-2014平均)	
			世界	EU
いった小麦、小麦粉等 (国家貿易品目)	85円/kg ~ 134円/kg	【関税割当】 [枠数量]3.8千トン→4.4千トン(6年目) [枠内税率]枠内無税+マークアップ (枠外税率は維持)	3.9千トン	2.8千トン
小麦粉調製品	16% ~ 28%	【関税割当】 [枠数量]12.4千トン→17.2千トン(6年目) [枠内税率]枠内無税 (枠外税率は維持)	107千トン	8千トン
マカロニ・スパゲティ	30円/kg	段階的に11年目に撤廃	136千トン	83千トン
ビスケット	13%~20.4%	段階的に6~11年目に撤廃	19千トン	6千トン

③ 日米貿易協定に基づく主な小麦製品の合意内容

品目	現在の関税率	TPP合意内容	日米合意内容 (注)	輸入量 (2017～ 18年平均)	
				うち米国	
いった小麦、 小麦粉等 (国家貿易品 目)	枠内：19.2～25%+ マークアップ 枠外：85円/kg～ 134円/kg	・ 枠内： 関税割当 (TPPワイド枠) 新設 枠内税率：無税+マークアップ ・ 枠外：現行維持	・ 除外 (米国枠も 設けない)	0.4万トン	172トン
その他の 小麦粉調製品	16～28%	・ 関税割当 (TPPワイド枠) 新設		5万トン	658トン
麦芽	枠内：無税 枠外：21.3円/kg	(枠外) ・ 段階的に11年目に撤廃 又は ・ 関税割当 (国別枠) 新設 発効時：20.70千トン 11年目：33.05千トン ※カナダ、豪州も国別枠	・ 1ラインは除外 ・ 2ラインはTPPと 同内容 (米国枠)	51万トン	0.5万トン
ベーカリー 製品製造用 小麦粉調製品	16～24%	・ 関税割当 (国別枠) 新設 発効時：10,500トン 6年目：12,000トン	・ TPPと同内容	4万トン	0.6万トン
スパゲティ、 マカロニ	30円/kg	・ 段階的に9年目に60%削減		14万トン	2万トン
その他の パスタ	34円/kg	・ 段階的に9年目に55%削減		2万トン	142トン
ビスケット、 クッキー、 クラッカー	13～15%	・ 段階的に6年目に撤廃		2万トン	733トン

Ⅱ. 現在の麦制度および関連事項

1. 小麦流通制度の概要

(1) 外国産小麦の政府売渡制度について

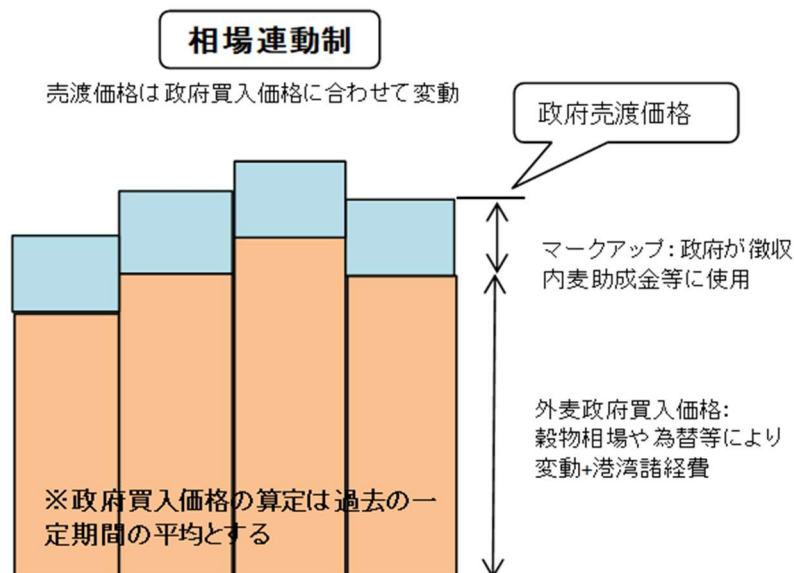
2004年5月、政府の諮問機関の「食料・農業・農村政策審議会」にて、麦生産から加工にわたる幅広い段階での制度について議論がなされ、国内産麦と麦関連産業の発展を図るという観点から、2005年11月に「今後の麦政策のあり方」が策定された。この考え方に基づき、2007年4月に改正食糧法が施行され、輸入小麦の「相場連動制」や「SBS方式」の導入が決定した。

その後、有識者を集めた「輸入麦の政府売渡ルール検討会」において麦の売却制度について議論され、これまでは国が一定期間の備蓄後に、売渡しをしていた方式も見直し、2010年10月からは輸入された小麦を製粉企業に即時販売する「即時販売方式」が導入された。

① 相場連動制

かつて輸入麦の政府売渡価格は、政府の輸入価格や家計費を算定要素に年間固定の価格となっており、1年ごとに改定されていた(標準売渡価格制)。2007年度にこの標準売渡価格制を廃止し、過去の一定期間における政府買付価格の平均値に年間固定の港湾諸経費とマークアップ(売買差額)を上乗せした価格を政府売渡価格とする相場連動制が導入された。政府売渡価格の改定は、当面年2回とし、国際的な相場変動の影響を受けやすい仕組みとなった。相場連動制導入以降は、半期ごとに改定される政府売渡価格の変動に応じて、当社の小麦粉価格を改定することとしている。

図4 相場連動制の概念図



② SBS(Simultaneous Buy and Sell / 売買同時契約)方式

実需者ニーズに細かく対応できるようにする等との観点から、2007年度よりデュラム小麦、

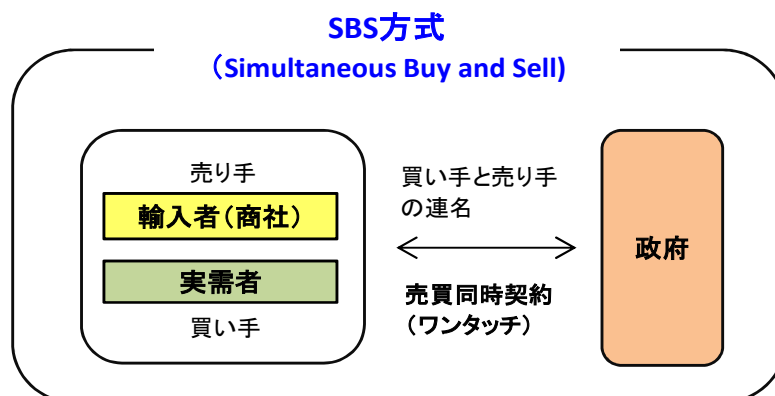
プライム・ハード小麦およびコンテナ輸入につき、SBS 方式を導入した。

SBS 方式とは輸入者(売り手: 商社)と実需者(買い手)が政府に対し連名で入札し、政府(農林水産省)と売買契約を結ぶ方式。これまで政府が商社に委託して、船を仕立て調達・配船し、需給管理していたものを、製粉会社が商社とセットで独自に船を仕立て調達・配船し、需給管理を行う仕組みになっている。

SBS 方式は 3 つの輸入区分があり、“輸入区分Ⅰ”では、本船を前提としたプライム・ハード、デュラム小麦を対象に 1,000 トン以上の入札を前提としている。また、“輸入区分Ⅱ”では、様々な実需ニーズに対応するため、現行のアメリカ・カナダ・オーストラリア以外の各国からの多様な小麦も輸入が可能な仕組みで、コンテナを前提とした 17 トン以上の入札を行う。

さらに、2017 年 10 月に導入された“輸入区分Ⅲ”では、全世界・全銘柄を対象とし、枠内であれば、主要 5 銘柄も SBS 方式において個別に調達できることとなっている。

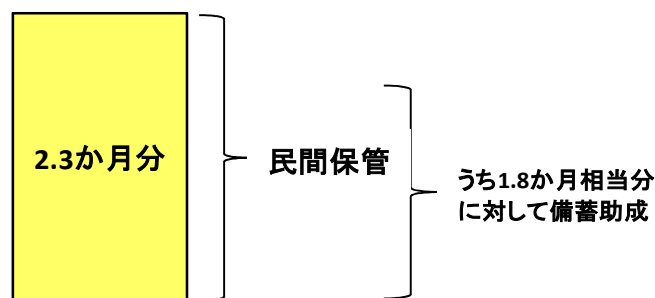
図5 SBS 方式の概念図



③ 即時販売方式

従来、輸入小麦主要 5 銘柄については、政府が商社に委託して小麦を輸入し、不測の事態に対応できるよう一定期間(1.8 ヶ月)備蓄保管をしたのちに、製粉企業等へ売渡しをしていたところ、2010 年 10 月からは輸入・検収後、直ちに売渡す方式とした。民間による輸入小麦の備蓄については、これまで政府が備蓄していた 1.8 ヶ月分の在庫と製粉企業が保有していた約 0.5 ヶ月分の在庫保有を条件に、政府が 1.8 ヶ月分の保管料の助成を行う仕組みとなっている。このことにより、備蓄については製粉企業が主体となって行うこととなるが、政府は不測の事態が生じた場合に、備蓄している小麦の取り崩しの指示等を行うとしている。

図6 備蓄保管料助成の仕組み



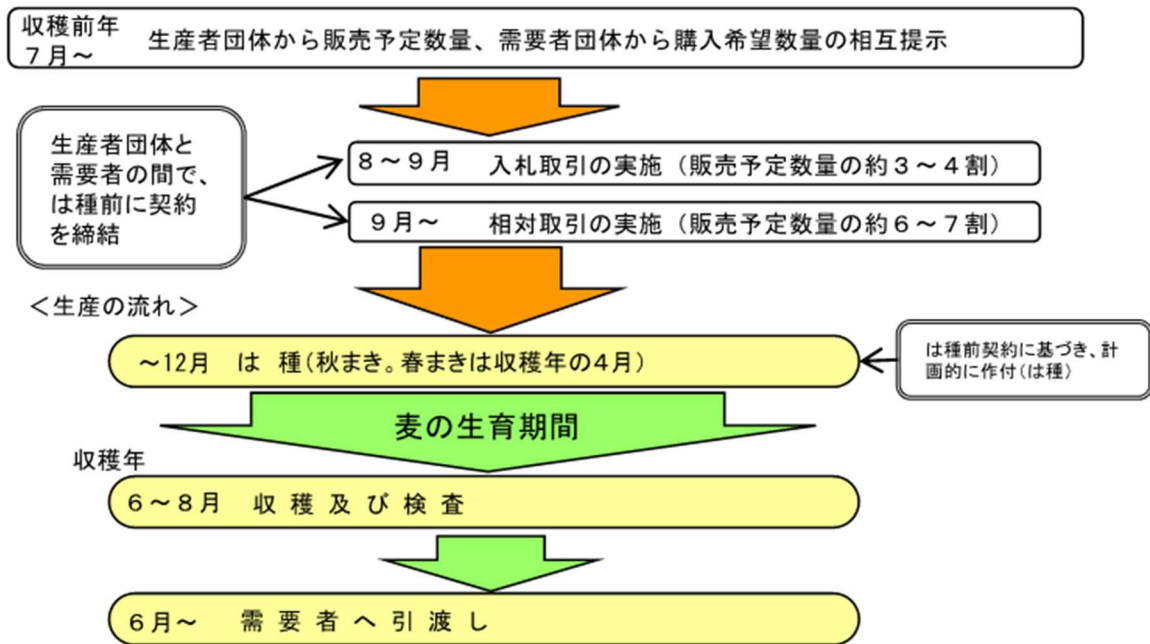
(2) 国内産小麦の民間流通制度について

かつて、国内産小麦は政府が全量を買入れ、製粉企業等に売り渡していたが、2007 年以降は、政府を経由することなく生産者(団体)から製粉企業等の実需者が購入する形になっている(民間流通)。播種前契約が基本であり、収穫の前年に生産者(団体)と実需者で契約が結ばれる。

民間流通制度では、透明な価格形成という観点から入札による価格形成を基本とし、相対契約の価格はその年の入札結果により形成される価格(指標価格)を基本に取引されている。生産者団体から提示される販売予定数量の 3~4 割が入札にかけられ、残り 6~7 割は相対取引となる。

播種前に締結された契約で、翌年の収穫段階の作況等により数量が変動(収穫時調整)することから、一定の割合までは契約の範囲内として取引される仕組みとなっている。この一定の割合のことをアローワンスと言ひ、その幅は±15%が基本である(2006(平成 18)年産よりアローワンスは地方連絡協議会で決定)。収穫時の豊作等によりアローワンスをオーバーした場合には契約当事者間による協議の上、追加契約が結ばれる。

図7 国内産小麦の民間流通制度



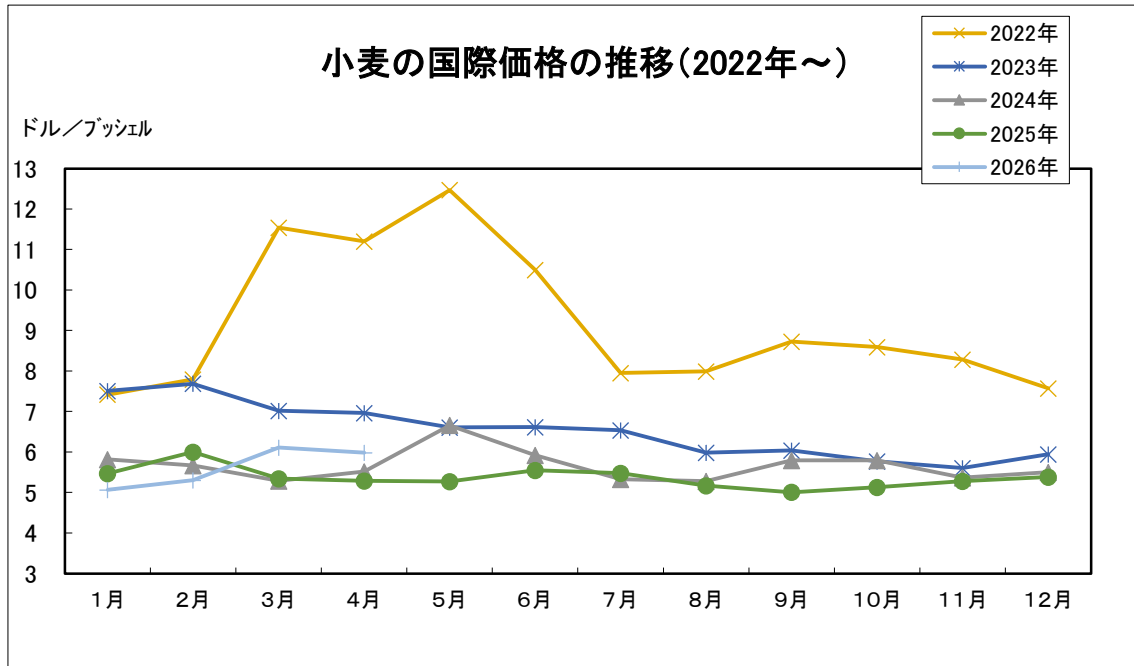
2. 小麦の価格について

(1) 小麦の国際相場の推移

小麦の国際相場の指標となるシカゴ小麦相場は、①中国やインド等、途上国の経済発展による食料需要の増大、②バイオ燃料原料としての使用等、食用以外の需要の増大、③地球規模の気候変動の影響といった中長期的に継続する構造的な要因に加え地政学リスクなどにより、近年は大きく変動する傾向にある。

特に近年ではロシアによるウクライナ侵攻により、シカゴ小麦相場は急騰し、2022年3月には13.6ドル/ブッシェルをつけ、2008年2月に記録した史上最高値を更新した。その後、ウクライナ産穀物の輸出再開、北米での作柄の回復等によって下落傾向にあったが、イラン情勢が先行き不透明な状況であること等からやや上昇し、2026年4月末現在では6ドル/ブッシェル台前半で推移している。

図8 小麦の国際価格の推移



出典:ロイター・ES=時事

注:CBOT(シカゴ商品取引所)の月央の期近価格

(2) 政府売渡価格の最近の推移について

政府売渡価格は1980年以降、政府が輸入小麦及び国内産小麦のコストを総合的に勘案する「内外麦コストプール方式」で決定されていた。しかしその後、政府標準売渡価格が廃止され、2007年に輸入麦の売渡方式が「相場連動制」に移行し、その後は直近の調達平均価格から、機械的に半年ごとで算定されるルールに基づき、政府売渡価格は年2回改定されることになった。

但し2022年10月期の政府売渡価格については、政府の「物価・賃金・生活総合対策本部」の方針決定を受け、急激な変動の影響を緩和するため、緊急措置として、通常6か月間の算定期間を1年間に延長して平準化することとし、前期の政府売渡価格を適用する(実質、据え置く)こととした。また、翌2023年4月期の政府売渡価格については、1年間の買付価格により算定すると、依然として高い水準となることから、直近6か月間の買付価格を反映した水準まで上昇幅を一部抑制する激変緩和措置が取られた。しかし、以降は本来のルール通り直近6か月間の買付価格を反映して麦価が算出されている。

直近の2026年4月期の政府売渡価格については、従来の算定ルールに基づき、直近6か月間の平均買付価格から算定され、5銘柄加重平均(税込価格)で62,520円/トン、(前期比+2.5%)の引き上げになった。

表7 政府売渡価格推移と改定率(前期比)の推移

	21年4月～	21年10月～	22年4月～	22年10月～	23年4月～	23年10月～	24年4月～	24年10月～	25年4月～	25年10月～	26年4月～
5銘柄 加重平均	+5.5%	+19.0%	+17.3%	±0.0%	+5.8%	▲11.1%	▲0.6%	▲1.8%	▲4.6%	▲4.0%	+2.5%
	51,930	61,820	72,530	72,530	76,750	68,240	67,810	66,610	63,570	61,010	62,520

(3) 民間流通麦の指標価格推移について

2000(平成 12)年産から国内産小麦は民間流通制度に移行し、国内産小麦は播種前に行われる入札によって取引価格が形成されることになった。(但し、民間流通への移行に際し、小麦生産者には、生産費に見合う形で、政府(農林水産省)から畑作物の直接支払交付金等の形で助成金が支払われている。この助成金の原資には輸入麦のマークアップが充てられている)

2011(平成 23)年産からは、農水省が公表する輸入麦 5 銘柄の加重平均価格の変動率に応じて、国内産小麦取引価格の「事後調整」が行われることとなった。これは、国内産小麦の契約は、収穫前年に価格・数量などを締結する「播種前契約」が基本となっているため、実際に、製粉企業が国内産小麦を購入・使用するまで 1 年以上のタイムラグが存在することとなる。その間に、輸入小麦の売渡価格が大きく変動した場合、輸入小麦と国内産小麦の価格差が、契約時よりも乖離し、価格バランスが崩れる可能性を有するため、国内産小麦の価格は輸入小麦の政府売渡価格の変動に応じた「事後調整」の仕組みが導入され、流通段階で外国産小麦との価格差が大きく開かない仕組みとなっている。

ここ最近では、国内産小麦の品質向上と需要の高まりから、近年の落札価格は北海道産麦を中心に上昇傾向にあったが、2019(令和元)年以降は近年の全国的な豊作傾向から、一部銘柄を除いて価格は下落傾向となっている。

表8 民間流通麦の指標価格推移(税抜)

(単位:円/トン)

道県名	銘柄名	令和元年産	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
北海道	きたほなみ	59,956	64,313	54,698	49,742	63,014	65,732	57,632	59,205
	春よ恋	63,696	71,467	73,963	68,431	86,051	81,946	65,199	55,219
全銘柄平均	全銘柄平均	57,143	60,253	52,516	49,810	64,637	66,919	58,017	57,920

3. 製粉工場数の推移

我が国では戦後の食糧難時代から、不足した米の代用として小麦を輸入し加工施設を整備するため、比較的早く復興を遂げた。1951 年度には製粉工場は約 3,100 工場あったが、政府の食糧政策の影響を大きく受けながら、徐々に近代化、合理化され、今では 90 工場以下へと大きく減少した。

1998 年以降の推移を見ると、製粉企業数は内陸部に位置する中小製粉企業の統合や廃業等により 129 社から 60 社に、工場数は 162 工場から 81 工場に減少した。

表9 製粉企業・工場の推移

年度	1951	1998	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
企業数	3,094	129	90	88	83	81	77	74	72	66	64	63	62	60
工場数	3,094	162	114	109	104	102	98	95	93	87	86	85	84	81

※当社調べによる

以上のような事業環境、制度変革のなかで、製粉業界は、貿易自由化に向けた国際交渉や世界情勢の動向を注視し、引き続き一層の経営の合理化に取り組み、海外からの輸入品との競争に向けて更なる体質強化を進めていく必要がある。

そのため製粉各社では合理化の取組みに加え、より付加価値の高いプレミックスやパスタ等の加工食品分野や冷凍食品等、今後成長が期待される健康食品、中食分野等へ幅広く多角化を推進するとともに、ここ数年では海外市場への進出を積極化する動きも目立っている。

以上